

第4章 活力とうるおいのある農村の形成

第1節 快適で安全な農村の生活環境の整備

農村の多くは都市部に比べ生活関連施設の整備が遅れていることから、農業農村整備事業の実施によって、地域住民が快適に暮らせる生活環境作りとともに、農業経営の安定と地域住民の生命・財産の安全確保を図っている。

このために必要な海岸保全施設、基幹的農道、農業集落排水施等の整備を進めており、平成30年度（2018年度）末までの整備状況は、海岸保全施設については堤防延長約77.1km、基幹的農道については延長約718km、農業集落排水施設については整備済人口約66千人となっている。

第2節 中山間地域の農業の活性化

(県農業を支える重要な地域)

本県の中山間地域は、平成27年（2015年）時点で39市町村が該当し（一部該当を含む）、県全体に占める割合は販売農家戸数の43.6%、経営耕地面積の37.5%、農業産出額の45.0%となっており、本県農業を支える重要な地域である。

しかし、地域の勾配が急で狭小な農地が多いなど、農業生産条件が不利であり、本県においては、耕作放棄地のうち、57.8%が中山間地域に存在している。（表IV-2-(1)）

※参考：中山間地域等における高齢化の進行

中山間地域をはじめとする条件不利地域では、就業機会が少ないことなどから、人口の流出と高齢化が進んでいる。地域振興5法指定地域における高齢化率は、平成7年（1995年）から平成27年（2015年）までの期間に、県全体が18.5%から28.6%に増加したのに対し、5法指定地域では22.2%から35.5%に増加しており、県全体より高齢化が進行していることを示している。（図IV-2-(1)）

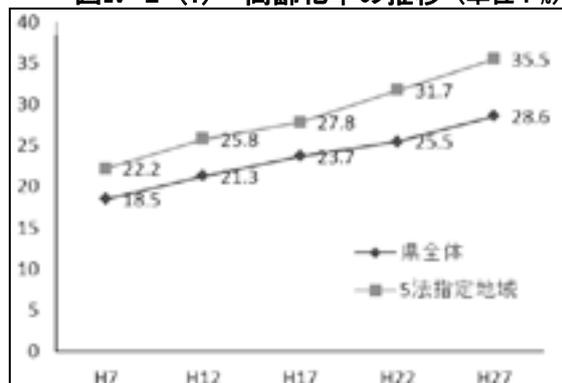
表IV-2-(1) 中山間地域の指標の推移

指標	単位	年度	中山間地域	県全体に占める割合	平坦地域	県全体
人口	人	H17	391,961	21.3	1,450,272	1,842,233
		H22	354,149	19.5	1,463,277	1,817,426
		H27	337,732	18.9	1,443,628	1,786,170
経営耕地面積 (販売農家)	ha	H17	31,082	37.7	51,301	82,382
		H22	28,663	38.8	45,173	73,836
		H27	25,833	37.5	42,954	68,842
耕作放棄地面積 (販売農家)	ha	H17	2,359	56.2	1,842	4,201
		H22	2,172	58.0	1,575	3,747
		H27	2,135	57.8	1,556	3,695
販売農家戸数	戸	H17	23,361	43.0	30,937	54,298
		H22	20,629	44.4	25,851	46,480
		H27	17,469	43.6	22,634	40,103
農業産出額の推計値	億円	H17	1,393	44.9	1,709	3,102
		H22	1,406	45.7	1,672	3,078
		H27	1,508	45.0	1,812	3,348

資料) 総務省「国勢調査」、農林水産省「第53次熊本農林水産統計年鑑」、「生産農業所得統計」、「農(林)業センサス」

注) 中山間地域は、農林統計の農業地域類型区分における「中間農業地域」と「山間農業地域」

図IV-2-(1) 高齢化率の推移 (単位: %)



資料) 総務省「国勢調査」

※地域振興5法指定地域

- ①特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、②山村振興法、③過疎地域自立促進特別措置法、④半島振興法、⑤離島振興法のいずれかの指定地域（一部地域含む）

本県では、中山間地域が存在する39の市町村のうち、その一部または全域が地域振興5法の指定地域に指定されている市町村が36市町村あり、これまで5法指定地域について高齢化率のデータ集計を行ってきた。今回もその推移を把握するため、平成27年度（2015年度）の国勢調査の5法指定地域のデータ集計を行った。

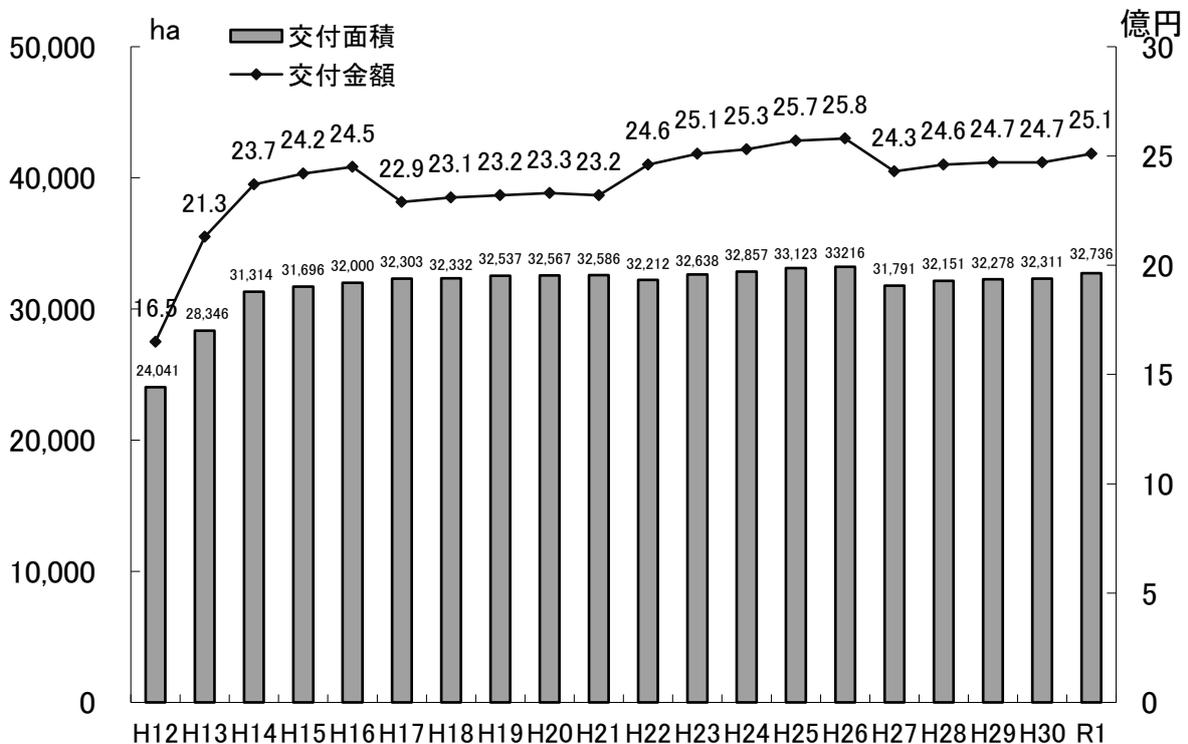
（中山間地域等直接支払制度実施面積は微増）

中山間地域の農業・農村が持つ多面的機能の維持を図るため、平成12年度（2000年度）から導入された中山間地域等直接支払制度は、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間を事業期間とする第4期対策が行われた。令和元年度（2019年度）は、36市町村において1,388の集落協定等で実施され、前年度より3協定増加した。

また、実施面積は32,736haと前年度より425ha増加し、交付金額は約25億1千万円と前年度より約4千万円増加した。

（図IV-2-（2））

図IV-2-（2） 交付面積及び交付金額の推移



資料) 県農林水産部調べ

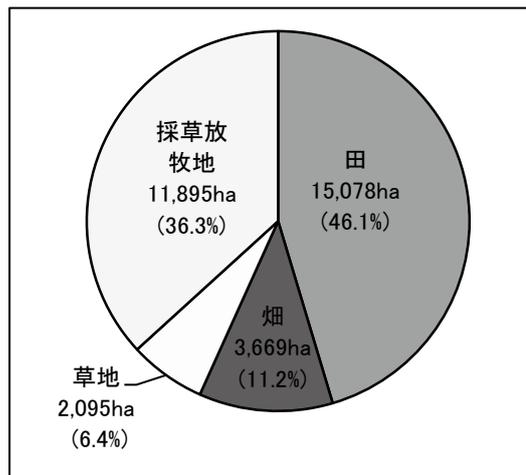
地目別にみると、田が15,078ha（全交付面積のうち46.1%）、採草放牧地が11,895ha（同36.3%）、畑（樹園地を含む）が3,669ha（同11.2%）、草地在2,095ha（同6.4%）となっている。

（図IV-2-(3)）

地域別には、阿蘇地域が、17,936ha（全体の54.8%）と大きな割合を占め、次いで、球磨地域（3,310ha、同10.1%）、上益城地域（2,916ha、同8.9%）となっている。

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、内訳は合計と一致しない。

図IV-2-(3) 協定締結面積の地目別割合



（資料）県農林水産部調べ

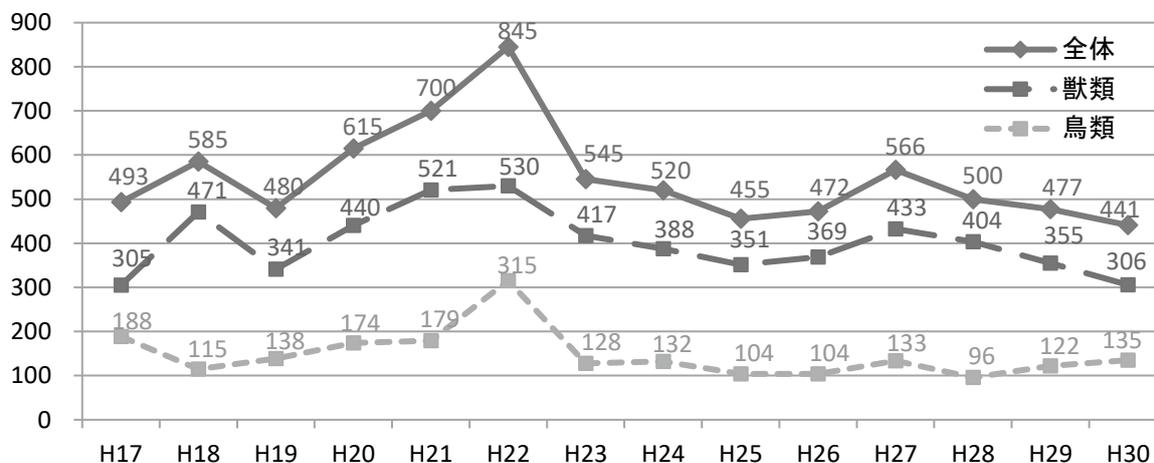
（野生鳥獣による農作物被害金額は前年度より減少）

鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成20年（2008年）2月施行）に基づき、県下全市町村が鳥獣被害対策防止計画を策定し、総合的な施策を実施している。

平成30年度（2018年度）における鳥獣による農作物被害額は、前年度より36百万円減（前年比92%）で、4億41百万円となっている。（図IV-2-(4)）

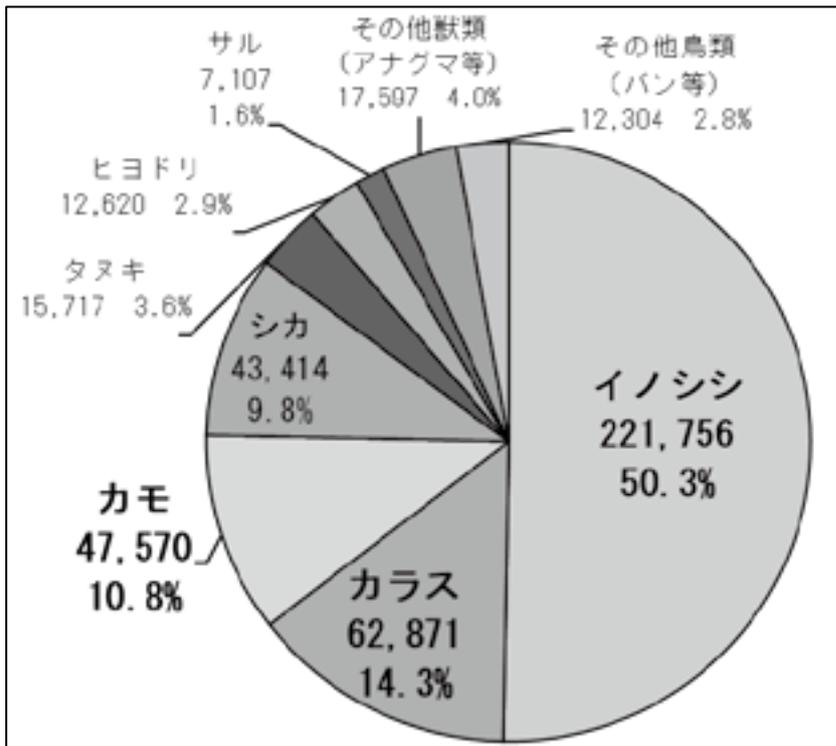
被害の増減額を主な鳥獣種類別に見ると、被害が減少した鳥獣としては、イノシシは約26百万円減（前年比90%）、カラスは約1.2百万円減（同98%）、シカは約20百万円減（同68%）と、被害の上位を占める主な鳥獣3種はいずれも減少している。一方、取り組みが難しいカモなどの鳥類やタヌキなどの中型獣類による被害が一部の地域で大きくなっている。なお、カモは約12百万円増（同135%）、タヌキは約5.6百万円増（同156%）、その他鳥類（バンなど）は約2.5百万円増（同125%）。

図IV-2-(4) 野生鳥獣による農作物被害金額の推移（単位：百万円）



資料）県農林水産部調べ

図IV-2-(5) 平成30年度野生鳥獣による農作被害金額（鳥獣別）（単位：千円）



資料) 県農林水産部調べ

第3節 農業団体の経営基盤と活動の充実強化

第1 農業協同組合

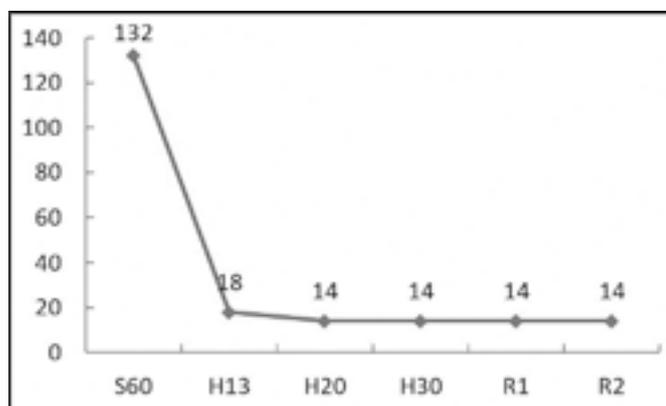
(県内の農協数は横ばい)

県内の農協は、昭和60年(1985年)に県農協中央会に「農協合併推進本部」が設置され、平成3年(1991年)のJA熊本県大会で、郡市単位での合併を行う「県下11JA構想」を決議し広域合併を推進してきた。

昭和60年(1985年)に132あった農協は、平成13年(2001年)には18となり、その後の球磨地区、八代地区、上益城地区の合併の結果、14農協となった。(図IV-3-(1))

「県下11JA構想」の未合併農協のある地区は、2地区(玉名・天草)となっており、現在、平成30年(2018年)のJA県大会での決議を受け、県域JA実現に向けた協議が実施されている。

図IV-3-(1) 県内農協数の推移



資料) 県農林水産部調べ

注1) 各年度は4月1日現在

注2) 信用事業を行わないJA大浜を含む

第2 農業共済組合

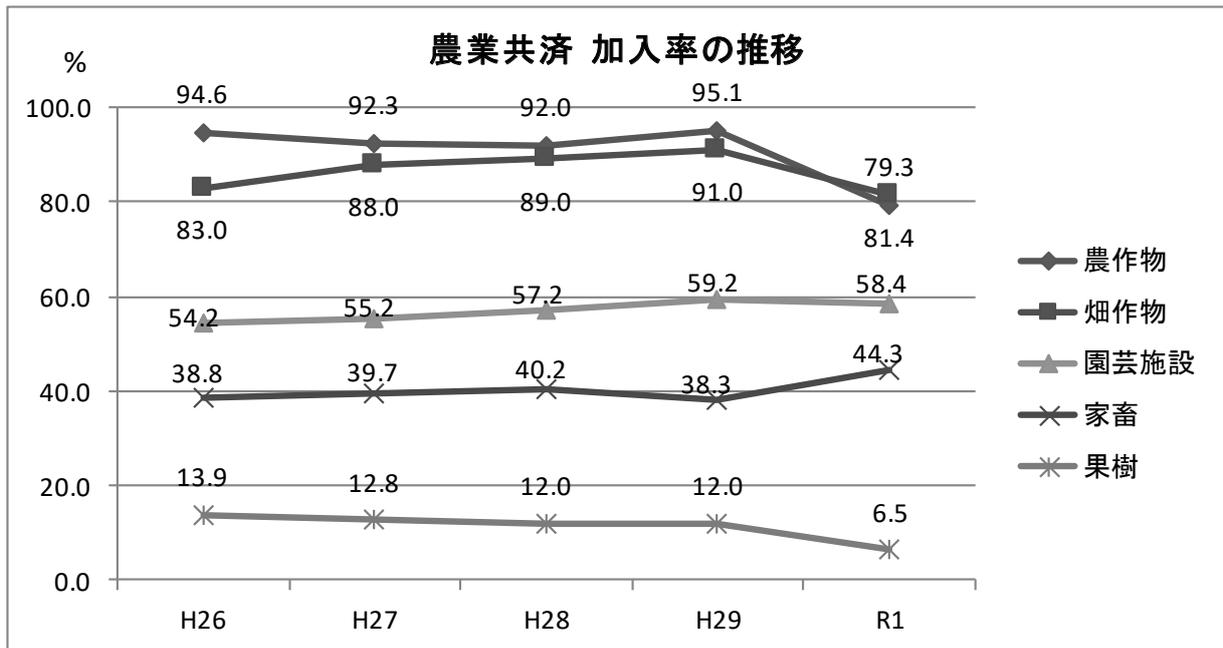
(果樹共済の加入率の減少続く)

県内の農業共済組合は、昭和60(1985年)年4月までに概ね郡市を単位とした合併により13組合となった。その後、平成12年(2000年)4月に13組合の合併が行われ、同年5月には連合会の機能も承継し、1県1組合の特定組合となった。

令和元年度(2019年度)の主な農業共済の加入状況を見ると、農作物共済が79.3%、家畜共済が44.3%、果樹共済が6.5%、畑作物共済が81.4%、園芸施設共済が58.4%という状況である。(図IV-3-(2))

なお、平成31年(2019年)1月から、新たな保険制度である農業経営収入保険制度が開始している。

図IV-3-(2) 農業共済加入率の推移



資料) 熊本県農業共済組合調べ